

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおり。

1 件名

川井浄水場ほか3施設における再生可能エネルギー導入事業

2 業務の内容

詳細については、別資料「業務説明資料」のとおり。

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を横浜市水道局（以下「当局」という。）が求める場合は、これに対応すること。

(1)から(8)については、代表事業者となる1社がすべて満たすこと。

また、本業務において発生する当局との契約等は、代表事業者と締結するものとする。

(1) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、次のいずれかの条件の登録がある者

なお、一般競争入札有資格者名簿に未だ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、以下のいずれかの種目において現に申込中である場合は、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していることを条件に、登録がある者とみなす。

ア 「327:電気設備保守 細目 A:屋内電気」

イ 「350:その他の委託等」のうち、エネルギー設備の設置又は運用に関する内容※の記載があること

※ESCO事業、バーチャルパワープラント（VPP）事業、PPA（電力販売契約）事業等

ウ 「501:電力・都市ガス 細目 A:電力供給」

(2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、「横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）」の規定による指名停止措置を受けていない者

(3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと（本業務を実施する体制に含まれる協力事業者を含む）。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者（本業務を実施する体制に含まれる協力事業者を含む。）

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと。

(7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く）。

(9) 本業務と類似の事業履行実績（令和2年度から令和6年度までの期間において、「太陽光発電設備等の設備設計及び導入業務」の履行実績が2件）を有すること。ただし、実績は横浜市における事業実績でなくても構わない。また、本業務を実施する体制に含まれる協力事業者が有する実績でも構わない。

(10) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めることができること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

イ 電気主任技術者（第三種以上）

4 参加に係る手続

（1）参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加の意向のある代表事業者は、参加意向申出書（様式1）及び誓約書（様式2）を提出すること。

ア 提出期限

令和7年8月12日（火）午後5時（必着）

イ 提出先

〒240-0046 横浜市保土ヶ谷区仏向西4番1号 西谷第二分庁舎3階

横浜市水道局設備課 P P A事業担当 TEL 045-337-0841

担当メールアドレス su-ppa@city.yokohama.lg.jp

ウ 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留）

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。

・持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に、水道局設備課（西谷第二分庁舎3階）において、担当に手渡しすること。

エ 提出部数

1部

（2）提案資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付

参加意向申出書を提出したものについて、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、参加意向の申出者全員に対して、提案資格確認結果通知書を通知する。併せて、提案資格を満たす者であることを確認した全員にプロポーザル関係書類提出要請書を交付する。

ア 通知日・通知方法

令和7年8月19日（火）午後5時までに、電子メールで送付

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお書面は当局が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

当局は上記書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（3）ウォータースルーチェンジ調査

ア 調査予定

（ア）日程

令和7年9月8日（月）から令和7年9月12日（金）までのいずれか1日

申込みの早い企業又は代表企業と構成企業による企業グループ（コンソーシアム。以下「グループ」という。）の希望日を優先し、原則1日につき1グループとする。

（イ）対象施設

a 横浜市水道局 川井浄水場（横浜市旭区上川井町2555）

b 横浜市水道局 牛久保配水池（横浜市都筑区牛久保三丁目27）

c 横浜市水道局 今井配水池（横浜市保土ヶ谷区今井町1313）

d 横浜市水道局 西谷ポンプ場（横浜市保土ヶ谷区川島町522）

（ウ）参加人数

最大5名

（エ）実施時間（予定）

午前9時から午後4時まで

(オ) 留意事項

- a 当局が許可する場所以外の撮影を禁止する。
- b 現地案内により知り得た情報を、本プロポーザル参加の目的以外に使用することを禁止する。
- c 現地案内時における質疑は原則受け付けない。「5 質問書の提出」に基づき対応する。

イ 申込受付

ウォークスルー参加の有無にかかわらず、ウォークスルー調査申込書（様式 11）を提出すること。

(ア) 受付期間

令和 7 年 8 月 20 日（水）から令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 5 時まで

(イ) 提出方法

電子メール

(ウ) 提出先

4 (1) イと同じ

(エ) 回答

4 (3) ア(ア)に記載の日程間で当局が実施日を指定し、令和 7 年 8 月 29 日（金）にメールで連絡する。その際に、ウォークスルーの詳細（集合場所、諸注意等）を合わせて通知する。

5 質問書の提出

本要領等の内容について質問のある場合は、次により質問書（様式 3）を提出すること。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全員に通知する。

なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要

(1) 提出期限

令和 7 年 9 月 22 日（月）午後 5 時（必着）

※期限後の質問に関しては、一切受け付けないこととする。

(2) 提出方法

電子メール

(3) 送付先

4 (1) イと同じ

(4) 回答送付

令和 7 年 10 月 7 日（火）午後 5 時までに、電子メールで回答

6 提案書の内容

(1) 提案は、次の項目について行うこと。また、所定の様式に記載すること。

なお、提案内容は「業務説明資料」の内容を踏まえたものであること。

ア 技術提案（様式 4）

技術提案には、次の(ア)から(イ)までを必須事項として含めること。

なお、検討にあたっては以下の情報を参考に検討すること。

・別紙 1 に記載の契約電力及び使用予定電力量

・別紙 2 に記載の設置可能範囲図、屋上平面図、立面図（ただし、実際の施工に際しては施設管理者と十分な協議を行い決定する。）

・別途交付する、施設平面図、単線結線図等の図面及び構造計算書等の資料（提案資格があると認めた者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書とともに交付する。）

・別途交付する、1 年間の電力使用量の 30 分値等（提案資格があると認めた者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書とともに交付する。）

- ・別途交付する、受変電設備施工等スケジュール（提案資格があると認めた者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書とともに交付する。）
- ・別途交付する、非常用自家発電設備の点検時における運転資料（提案資格があると認めた者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書とともに交付する。）

(ア) 実施方針

※提案の基本方針・概要等を記載すること。

※設備のシステム構成図を記載すること。

(イ) 太陽光発電設備

※想定設置量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナ定格出力（kW））を検討すること。

※検討において想定した設備仕様を示すこと。

(ウ) 自家消費量及び温室効果ガス排出削減量

※想定自家消費量を検討すること。

※自家消費率を示し、合わせて設備設置容量と自家消費率の見積りの根拠（考え方）を示すこと。

なお、根拠には過積載率も考慮すること。

※太陽光発電電力量(kWh)及び温室効果ガス排出削減量(t-CO₂)は、対象施設における1年間の総量を算出すること。日射量はNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が公開する日射量データベース閲覧システムMONSOLA-20の地点53392309を用いて算出すること。電力の二酸化炭素排出係数は0.431(kg-CO₂/kWh)を使用すること。

(エ) 設備設置仕様

※太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、設置において考慮した条件を記載すること。

※想定する設置場所、設置方法における、JIS C8955(2017)に定められている荷重（風圧、積雪、地震）に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。

※太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（kg/m²、基礎、パネル重量込み）を記載すること。

※使用前自己確認において合格できる基準を満たすこと。

イ 業務実施計画（様式5）

(ア) 事業実施体制図

※代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

(イ) 工事計画概要、実施体制、スケジュール

(ウ) 市内中小企業の活用

※下請け業者又は協力事業者の選定に当たっては、市内中小企業を優先して選定することとし、提案においては事業者が行う業務における市内中小企業の活用について次のうちから記載すること。

①工事総額における市内中小企業への発注割合が75%以上

②工事総額における市内中小企業への発注割合が50%以上75%未満

③工事総額における市内中小企業への発注割合が20%以上50%未満

④工事総額における市内中小企業への発注割合が20%未満

なお、工事総額は材料価格を含むものとする。

①～③のいずれかを記載し、受託候補者として特定された場合は、実施体制に市内中小企業を必ず含め、結果を当局へ報告すること。

- (イ) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（点検方法、定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制図、スケジュール
- (オ) 代表事業者の経営状況（過去5か年）
 - ※貸借対照表、損益計算書を添付し、営業利益率、流動比率、自己資本比率等を記載すること。
- (カ) 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- (キ) 故障、緊急時の対応体制図
- (ク) 事業実施中のリスクに対する対策
 - ※損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。
 - ※事業者が破綻した場合における、設備撤去の担保の考え方を記載すること。

ウ チェックリスト（様式6）

様式6の記載項目について、様式4及び様式5に記載をしたものに○をつけ、また様式4に記載している項目の一部については、様式6にも抜粋し記載すること。

エ ワークライフバランス等に関する取組（様式7）

様式7に記載されている項目について、該当する□にレ点を入れ、必要書類を添付すること。

オ 類似業務履行実績（様式8）

3(9)に該当する類似業務履行実績（2件）について、契約書又は協定書の写しを提出すること。また、仕様書の写し又は事業概要（様式8に記入）を提出すること。

カ 事業単価（様式9）

本事業における参考単価を記載すること。事業単価の考え方は業務説明資料4(3)に準ずること。また、使用可能な補助事業についても積極的に活用することとする。

なお、補助金を活用する前提の単価を記載する場合は、活用する補助金名称及び補助率を記載すること。また、対象施設によって活用する補助金が異なる場合は、対象施設数と補助金名をそれぞれ記載することとし、事業単価は本事業統一単価として算出すること。

キ 提案書の開示に係る意向申出書（様式10）

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて意向を申し出ること。

(2) 用紙の大きさは原則A4縦版とすること。

(3) 提案書の作成に当たっては、以下の事項に留意すること。

ア 提案は文書で簡潔に記載すると共に、頁番号を振ること。

イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。

ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大さとすること。

エ 多色刷りは可とするが、見易さに配慮すること。

オ 様式3、4、5、8について、1ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とする。

カ 提案書には、様式4表紙及び様式5の実施体制図を除く全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数 製本：7部（正1部、複写6部） 電子データ：一式（データ形式 PDF）

イ 提出先 4(1)イと同じ

ウ 提出期限 令和7年10月24日（金）午後5時（必着）

エ 提出方法 持参又は郵送（一般書留、簡易書留）

- ・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。
- ・持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に、水道局設備課（西谷第二分庁舎3階）において、担当に手渡しすること。

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しない。
- イ プロポーザルの提出後、当局の判断により補足資料を求めることがある。
- ウ 提出された書類は、返却しない。
- エ 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- オ 提案内容の変更は認められない。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行う。

- (1) 実施日時 令和7年11月4日（火）から11月7日（金）までのいずれか1日
- (2) 実施場所 横浜市庁舎（横浜市中区本町6丁目50番地の10）20階（予定）
- (3) 出席者 総括責任者を含む3名以下とすること。

(4) その他

- ア 時間等詳細については、参加者あてに別途通知する。
- イ 提案書を基に、口頭で発表を行うこと。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行う。

名称	横浜市水道局物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会	川井浄水場ほか3施設における再生可能エネルギー導入事業に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委員	水道局 水道事業管理者 水道技術管理者 経営部長 事業推進部長 給水サービス部長 担当部長（給水サービス担当） 配水部長 浄水部長 施設部長 担当部長（再整備推進担当） 経営部経理課長 発注所管課長	水道局 経営部長 施設部長 浄水部長 担当部長（再整備推進担当） 経営部 経理課長 総務部 総務課長

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

- (1) 通知日 令和7年12月中旬頃に行う。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案事業者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、当局が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5

時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

当局は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

12 提案書の取扱い

- (1) 提出された提案書は、受託候補者の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- (3) 提出された提案書は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製することがある。
- (4) 本事業に係るプロポーザル方式による公募のために当局において作成された資料は、当局の了解なく公表、使用することはできない。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、当局の資格審査等委員会及び本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせることがある。
- (2) 特定された受託候補者とは、後日、要請書及び特定された提案書等に基づき、当局の決定した予定価格の範囲内で契約を締結する。
なお、契約条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。
- (3) 契約には令和7・8年度の横浜市有資格者名簿への登録が必要であるため、3(1)の資格要件に基づき適宜登録を行うこと。また、事業期間において適宜登録の更新を行うこと。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は参加資格確認結果の通知日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に「横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）」の規定による指名停止措置の対象となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行う。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して第11項に規定する委員会の委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本事業において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要す
- (4) 本事業は、令和9年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする。